

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

改正後		改正前	
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 〔平成11年12月21日 島根県条例第45号〕			
第1条 〔略〕		(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに關し必要な事項を定めるものとする。	
第2条 〔略〕		(市町村が処理する事務) 第2条 次の表の左欄に掲げる知事の権限に属する事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	
1～24 〔略〕		1～24 〔略〕	
25 〔略〕	〔略〕	25 建築基準法（以下この号において「法」という。） 島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号。以下この号において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 〔略〕 (5) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、 <u>第13項ただし書又は第14項ただし書</u> （法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による用途地域等における建築等の許可に係る申請の受理 (6)・(7) 〔略〕 (8) 法第53条第4項の規定による建築物の <u>建蔽率</u> に関する特例の特例の許	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町（これらの市又は町の長が法第2条第35号に規定する特定行政庁として行すべき事務にあっては、当該市又は町を除く。）

<p>可に係る申請の受理</p> <p>(9) 法第53条第5項第3号の規定による建築物の<u>建蔽率</u>に関する制限の適用除外の許可に係る申請の受理</p> <p>(10)～(24) 【略】</p> <p>(25) 法第68条の3第7項（法第87条第2項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による開発整備促進区の区域における法別表第2 (a)項に掲げる建築物の用途地域等における建築等の制限の適用除外の認定に係る申請の受理</p> <p>(26)～(30) 【略】</p> <p>(31) 法第68条の5の6の規定による地区計画等の区域における建築物の<u>建蔽率</u>に関する制限の特例の認定に係る申請の受理</p> <p>(32)～(54) 【略】</p>		<p>可に係る申請の受理</p> <p>(9) 法第53条第5項第3号の規定による建築物の<u>建ぺい率</u>に関する制限の適用除外の許可に係る申請の受理</p> <p>(10)～(24) 【略】</p> <p>(25) 法第68条の3第7項（法第87条第2項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による開発整備促進区の区域における法別表第2 (b)項に掲げる建築物の用途地域等における建築等の制限の適用除外の認定に係る申請の受理</p> <p>(26)～(30) 【略】</p> <p>(31) 法第68条の5の6の規定による地区計画等の区域における建築物の<u>建ぺい率</u>に関する制限の特例の認定に係る申請の受理</p> <p>(32)～(54) 【略】</p>	
26～61 【略】		26～61 【略】	
備考 【略】		備考 【略】	
附 則 【略】		附 則 【略】	